

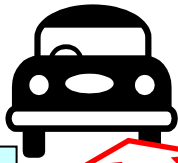
エアバッグ類適正処理テスト(解答編)

問1: エアバッグ類の車上作動処理業務(下図①~⑤)の順番として正しいものを選びなさい。

- ① C→D→A→B→E
- ② C→D→A→E→B
- ③ C→A→D→E→B
- ④ C→D→B→A→E

正解:②

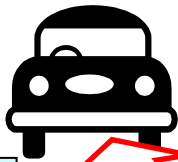
③ 実車でエアバッグ類の有無を確認し、使用済自動車の引取報告を行う



- ・エアバッグ類が装備されているか確認。
- ・引取業者で入力されたエアバッグ類の有無が実車と合っているか確認。



④ 車台詳細情報を参考にエアバッグ類がどこにいくつ装備されているか確認

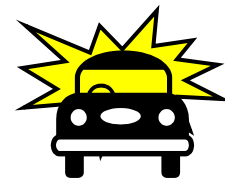


「装備情報」を参考に実車のエアバッグ類の装備位置・個数を確認

1. 車台情報	
車台番号	AA1234567890
車種	乗用車
ボディ	サイド
グレード	グリーン
年式	2015

エアバッグ類 装備情報	
装備位置	1
個数	1
備考	

① エアバッグ類車上作動処理作業の実施



⑤ エアバッグ類車上作動処理管理台帳への実績記録

① 事務所管理欄(1)		② 作業場管理欄		③ 事務所			
No	車台番号	車名	作動処理実施日	車上作動方式	処理結果	確認者	エアバッグ類処理台帳登録
1	AA1234567890	AAAAA	1/5	○	2	現地太郎	○
2	BB1234567890	BBBBB	1/6	○	4	現地太郎	○
3	CC1234567890	CCCCC	1/7	○	6	現地太郎	○
4	DD1234567890	DDDDD	1/8	○	1	現地太郎	○

② エアバッグ類の引渡報告

1.8	引渡報告	非認定全部利用者への解体自動車の引渡報告
1.9	引渡先確定済車台の一覧	※非認定全部利用者:メニュー
1.10	エアバッグ類処理方法の選択	エアバッグ類処理方法の選
1.11	引渡報告	エアバッグ類(取外回収)
1.12	引渡先確定済荷姿の一覧	
1.13	引渡報告	エアバッグ類(車上作動処理)

解説: <Cの作業>

実車と移動報告上の装備情報が一致していないと、適正な引渡報告や、解体業者の皆様への手数料の支払いができません。そのため、まず実車にエアバッグ類が装備されているか確認し、移動報告の装備情報が正しければ、使用済自動車の引取報告を行ってください。(装備情報が正しくない場合は、引取業者に装備情報を修正してもらう。)

<Dの作業>

エアバッグ類処理漏れ防止・安全作業の観点から、Aの作業の前に、車台詳細情報を利用し、事前にエアバッグ類の装備位置、個数、リコール状況等を確認してください。

<Aの作業>

Dの作業で確認したエアバッグ類を作動させてください。車台詳細情報にエアバッグ類装備の表示がない場合もあるので、必ず実車を確認し、未処理のエアバッグ類は処理を行ってください。

<Eの作業>

Aの作業で処理した個数等の実績を管理台帳へすみやかに記録してください(エアバッグ類の移動報告引渡日欄や解体自動車引渡先欄等の一部記録については、エアバッグ類の引渡報告や、解体自動車の引渡完了後に別途記入してください)。管理台帳が唯一の実績記録となりますので、書き忘れ防止の観点から、エアバッグ類の引渡報告を行う前に管理台帳を作成してください。

<Bの作業>

Eの作業で記録した管理台帳を見ながらエアバッグ類の引渡報告を実施してください。

参考:同封テキスト参考ページ。(P3、P11、P12)

問2：事故車の対応について適切なものを1つ選んでください。

- ① 事故の場合は、すべてのエアバッグ類が必ず作動するので、車台の確認は不要である。
- ② 事故車であっても、すべてのエアバッグ類が展開するわけではないので、車台を確認し未作動のエアバッグ類を処理する必要がある。
- ③ 事故車の場合は、作業中にエアバッグ類が誤作動する恐れがあるので処理しなくて良い

正解:②

解説:事故の場合でも、すべてのエアバッグ類が作動するとは限りません。

必ず実車を確認し、未作動のエアバッグ類は全て処理してください。

問3：車台詳細情報の活用方法として不適切なものを1つ選んでください。

- ① 車台詳細情報を印刷しておけば、管理台帳がなくても適正処理したことの証明ができる。
- ② 作業前に車台詳細情報を印刷して、エアバッグ類の装備部位や個数の確認をしている。
- ③ 現場で車台詳細情報に車上作動処理実績を記入して、事務所に戻ってから管理台帳に転記している。

正解:①

解説:車台詳細情報は、出荷時の装備情報に関する、参考情報です。印刷するだけでは、実績記録の証明とはなりません。

参考:同封テキスト参考ページ(P9、P11)

問4：車台詳細情報にてエアバッグ類の装備情報が「※」になっていた場合の処理について、適切なものを1つ選んでください。

- ① オプションが付いている可能性があるので、実車を確認し、エアバッグ類がついていたら処理を行う。
- ② エアバッグ類が装備されていないということなので、何もなくてよい。
- ③ 「※」はリコール品ということなので、取外し回収を行う。

正解：①

解説：「※」の表示はオプションでエアバッグ類が装備されている可能性をお知らせしています。

リコール品の場合は、オレンジ色で表示されます。

参考：同封テキスト参考ページ(P9)

問5：エアバッグ類の処理について適切なものを1つ選んでください。

- ① 引取工程ではエアバッグ類「有」で報告されているが、実車はすべてのエアバッグ類が作動済みだった。その場合は、移動報告の修正は行わず、エアバッグ類の引渡報告（車上作動処理）を実施する。
- ② シートベルトプリテンショナーにはリトラクター部とともにファイナルアンカー部やバックル部にも装備されているものがあり、処理しなければならない。
- ③ 「車台詳細情報」に表示された部位のエアバッグ類のみ処理すればよい。

正解：②

解説：事故車やエアバッグ類が装備されていない車両については、解体業者において作動処理を行う必要がないため、引取業者に依頼して装備情報をエアバッグ類「無」に修正する必要があります。

また、「車台詳細情報」にエアバッグ類装備の表示がない場合でも、エアバッグ類が装備されている可能性があるため、必ず実車で装備状況を確認してください。

参考：同封テキスト参考ページ(P8, P9, P11, P13)

問6：ハーフカット車両のエアバッグ類処理について適切なものを1つ選んでください。

- ① ハーフカットは部品輸出扱いなので、エアバッグ類の処理はどちらでもよい。
- ② ハーフカットの場合、車両の後ろ半分に装備されたエアバッグ類のみ処理すればよい。
- ③ ハーフカット車両のエアバッグ類は安全上、車上作動処理ではなく、全て取外回収しなければならない。
- ④ ハーフカットする時はエアバッグ類を車上作動処理した後、車両をカットする。

正解：④

解説：ハーフカットは解体作業と判断されることから、法律上車両に装備された全ての未作動エアバッグ類を処理する必要があります。

車上作動契約業者は、ハーフカットする車両においても、車上作動処理する必要があります（「業務規約 第9条」）。

なお、安全確保の観点から、車上作動処理を行った後に車両をカットしてください。

参考：同封テキスト参考ページ(P1, P6)

問7：運転席エアバッグ類（機械式）とシートベルトプリテンショナー（機械式）の処理として適切なものを1つ選んでください。

- ① 運転席エアバッグ類（機械式）は取外回収するが、シートベルトプリテンショナー（機械式）はハンマー等でたたき衝撃を与えることで車上作動処理を行う。
- ② 運転席エアバッグ類（機械式）とシートベルトプリテンショナー（機械式）は取外回収する。
- ③ 運転席エアバッグ類（機械式）とシートベルトプリテンショナー（機械式）は衝撃をあたえて車上作動処理を行う。

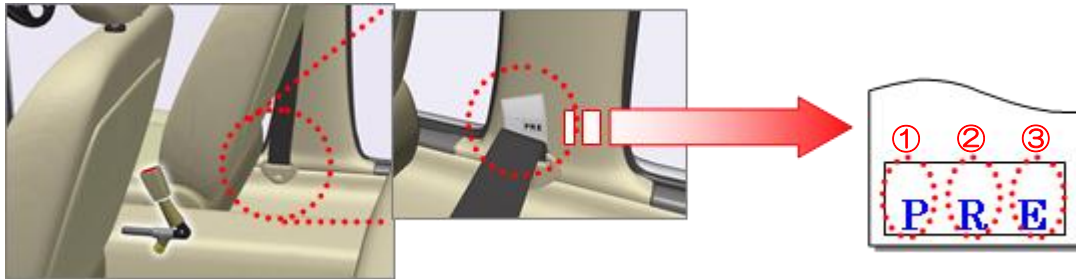
正解：①

解説：運転席エアバッグ（機械式）は安全確保の観点から取外回収してください。

シートベルトプリテンショナー（機械式）はハンマー等でたたき、衝撃を与えることで車上作動処理を行ってください。詳細な作業手順は「エアバッグ類適正処理情報」をご覧ください。

車上作動契約業者は、エアバッグ類を車上作動で処理する必要があります（業務規約 第9条）。

問8：以下のタグに記載されているアルファベットは何を表しているか記入してください。



正解：① P:プリテンショナー

② 【装備位置】 R:リトラクター(巻取り装置)部

③ 【作動方式】 E:電気式

解説：② 【装備位置】 はその他に L:ファイナルアンカー部 B:バックル部 があります。

③ 【作動方式】 はその他に、M:機械式があります。

参考：同封テキスト参考ページ(P8)

問9：以下の【 】内に適切な言葉を記入してください。

正解：

・ガラス等飛散防止対策として車両全体を【 **カバー・毛布・コンテナ** 】等で覆う。

・通電作業は車両から【 **5** 】m以上離れた場所で、車両との間に【 **遮蔽物** 】を設置する。

解説：飛散等による怪我防止のため、必ず安全対策を実施してください。

参考：同封テキスト参考ページ(P5)

問10 エアバッグ類の車上作動処理方法について、適切なものを1つ選んでください。

- ① 通電しても作動しなかったエアバッグ類は、未作動のまま車両を後工程に引渡してもよい。
- ② 通電しても作動しなかったエアバッグ類はニブラで潰して作動させてもよい。
- ③ 通電しても作動しなかったエアバッグ類は取外回収し指定引取場所に引渡す。

正解：③

解説：断線等により作動しなかった場合は、法律上自動車メーカー等に引き渡すことが定められているため、エアバッグ類を取外回収し指定引取場所へ引き渡してください。

問1 1：バックルの作動後の状態として適切なものを1つ選んでください。

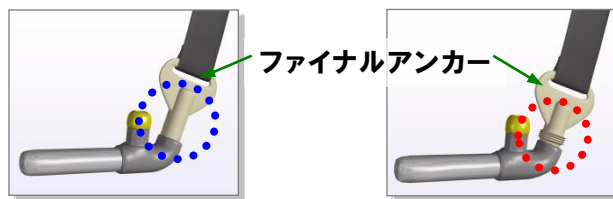


正解: ②

解説: 作動するとバックルは著しく縮まります。

ファイナルアンカーもバックル同様、以下の通り著しく縮まります。

参考: 同封テキスト参考ページ(P9)



問1 2：エアバッグ類の処理忘れの防止策として有効なものを選びなさい。

- ① 引取報告されていない車両であっても、入庫後ただちにエアバッグ類を処理する。
- ② 処理忘れがないか作業員以外の方が再確認する。
- ③ 破砕業者に解体自動車を引渡した後、車台詳細情報でエアバッグ類の装備個数を確認する。
- ④ 処理忘れがあるとイケないので、ニブラを使ってインパネやドア周りを押しつぶしている。

正解: ②

解説: 全てのエアバッグ類を確実に処理するため、2重3重にチェックを行っていただきますようお願いいたします。

問1 3：車上作動処理後の実績記録として適切なものを1つ選んでください。

- ① エアバッグの処理後、現場で車台番号のみをメモし、移動報告を実施した。
- ② エアバッグの処理後、現場で車台番号や処理個数をメモし、移動報告を実施し、管理台帳を記入した。
- ③ エアバッグの処理後、現場で車台番号や処理個数をメモし、メモを元に管理台帳を記入し、移動報告を実施した。

正解: ③

解説: 管理台帳が唯一の実績記録となりますので、必要項目を満たした上で記録をお願いします。

管理台帳書き忘れ防止の観点から、エアバッグ類の引渡報告を行う前に管理台帳を作成してください。

参考: 同封テキスト参考ページ(P3、P12、P14)

問14：エアバッグ類の「車上作動管理台帳」の記載方法について適切なものを1つ選んでください。

- ① 管理台帳の「処理個数」欄は、車台詳細情報の装備個数をそのまま転記している。
- ② すべてのエアバッグ類が作動済みの事故車についても、エアバッグ類の引渡報告を行った場合は、管理台帳に引渡報告日を記載している。

③ 管理台帳の「処理個数」欄は、実際に車上作動処理した個数を記載している。

正解：③

解説：管理台帳の「処理個数」欄は、車台詳細情報の装備個数ではなく、実際に処理した個数を記入してください。

事故等ですべてのエアバッグ類が作動済みの場合は、エアバッグ類の引渡報告は行わず、引取業者に依頼して装備情報をエアバッグ類「無」に修正する必要があります。

参考：同封テキスト参考ページ(P11、P12、P13、P14)

問15：以下の行為で自動車リサイクル法違反とならないものを1つ選んでください。

- ① 使用済自動車から取外したエアバッグ類を販売した。
- ② 解体自動車からカーナビを取り外し販売した。
- ③ 車上作動処理していない車台をハーフカットし輸出した。

正解：②

解説：使用済自動車から取外したエアバッグ類は、法律上自動車メーカー等に引き渡すことが定められています。

ハーフカットは解体作業と判断されることから、車両に装備された全ての未作動エアバッグ類を処理する必要があります。

参考：同封テキスト参考ページ(P1、P2)